

# 財務諸表監査における懐疑主義の適用

## ——職業的懐疑心の初期設定とその後の改訂——

鳥羽至英

### I はじめに

財務諸表監査は、限られた監査資源という物理的制約のもとで、一定の時間内に監査人は証拠活動（監査手続）を終了しなければならないという時間的制約のもとで、さらに、監査人が「もの」・「こと」を観る能力には限りがあり、したがって、いずれの監査人も知識・経験・個人的特性に起因する「観察の盲点」（視角の盲点）を多かれ少なかれ抱え込んでいるという能力的制約、監査人の属する会計事務所の有する監査技術（audit technology）・組織や組織統治に起因する組織的制約、そして監査手続はもとより有効でなければならないが、監査手続の効率性（監査コスト）という要因も現実の問題として無視できない、という経済的制約のもとに実施されている。

監査基準は、以上のような監査制約があることを認めただうえで、監査人に対して、①監査報告書において表明する意見の基礎は当該監査状況のもとで合理的でなければならないこと、および②その「合理的な基礎」を監査人自らが確かめなければならないことを求めている。

監査基準は、財務諸表監査において実施すべき監査手続のあり方に関して、2つの相互に関係した、しかし、それ自体は独立した基本的な考え方（アプロー

チ)を採用している。第1は、監査人が財務諸表に含まれている重要な虚偽表示を看過し無限定適正意見を表明してしまう可能性(監査リスク)を一定の水準——社会が許容できる水準——に抑え込むという目的のもとに、監査手続を計画・実施・評価するというアプローチである。その意味において、現在の監査手続は**監査リスク指向的**(audit risk-oriented)である。

第2は、いかなる監査手続を選択し、いつ、どの範囲で実施するかは判断は、基本的には、監査人が個々の監査状況のもとで設定した**アサーション**(立証命題)の内容によって影響を受ける、という考え方である。換言すれば、監査人が当該監査状況に適合した、最も適切なアサーションを監査計画の段階で予定したかどうか、また、監査手続を実施する過程のなかで適切なアサーションを臨機応変に設定(追加・変更)したかどうか、さらに証拠の事後評価の結果として新たなアサーションを追加したかどうか、結果として、監査意見を表明するための「合理的な基礎」を確保できたかどうか大きな影響を与える。その意味において、現在の監査手続は**アサーション指向的**(assertion oriented)である。

もちろん、監査手続の内容と質はアサーションのみで決まるものではない<sup>(1)</sup>。しかし、監査計画の策定あるいは監査手続の過程で設定されたアサーションが監査手続に大きな影響を与えることは確かである。アサーションは、その意味で、監査人が選択・適用する監査手続の方向を示す「羅針盤」である、ともいえる。アサーションの識別を監査人が誤ると、監査人がいかに証拠力の強い証拠を求めて現場に向いても、設定されたアサーションによって監査人のしかるべき観察が遮られてしまう、という問題が起こりうる。このことは、ナナボシ粉飾決算事例<sup>(2)</sup>で、われわれが経験したことである。その意味において、監

---

(1) 監査手続には、特定のアサーションを裏づけるために選択・適用されるものもあれば、裏づけるべきアサーションを識別するために選択・適用される監査手続もある。異常事項検出のための監査手続(質問・通査さらには分析的手続等)は、後者の側面を多分に有している。

査リスク指向的な監査手続の側面とアサーション指向的な監査手続の側面は相互に排他的ではなく、むしろ両側面は相互に密接に関係している、と理解しなければならない。

アサーションの設定は、通常、監査計画を策定する段階で行われる。継続監査の場合には、過年度の監査結果を受けて、また、期首以降の被監査会社の事業の状況等についての経営者の説明を受けて、監査人は当該監査状況のもとで最も適切なアサーションを設定し、それについての監査手続の概要を計画する。監査人は、いかなる監査状況のもとにおいても、①経営者には財務諸表を故意に歪めるインセンティブがあること、②財務諸表には経営者の判断上のミスや会計手続上の誤謬によって重要な虚偽表示が含まれている可能性があることを念頭に置かなければならない。この可能性をどの程度強く意識して監査手続の計画・実施そして評価に臨むかが、欧米・日本の会計プロフェッションの間で俄かに問題となっている監査上の職業的懐疑心（professional skepticism in a financial statement audit：以下、「監査上の懐疑主義」という）にはかならない。

監査の歴史は、監査の失敗が監査契約初年度あるいは初度監査後比較的早い段階（以下、総称して「初度監査」という）で起こる可能性が高いことを示している<sup>(3)</sup>。その理由の大部分は、被監査会社についての情報量が監査人に絶対的に不足していることと関係している。監査契約は、監査人と被監査会社の経営者との間の信頼関係を前提としている。しかし、よくよく考えてみると、経

---

(2) 当該監査人は、「収益の期間帰属性」を内容とするアサーションを裏づけるため、現場に赴いた。しかし判決は、監査人が設定すべきアサーションは「収益の期間帰属性」ではなく、その収益をもたらす「取引そのものの実在性」であると認定した。監査の失敗を引き起こした原因の一つは、アサーションの識別が適切になされていなかったことにあったとして、監査人側の敗訴を言い渡した。鳥羽至英「ナナボシ粉飾決算訴訟判決の監査上の意義」『月刊 監査役』No.565 日本監査役協会 2010年1月 38-61頁。

(3) たとえば、日本熱学工業粉飾事件（1974）、大光相互銀行粉飾事件（1978）、ヤオハン粉飾事件（1997）、そして最近ではエフオーアイ（2011）がある。

営者との間の信頼関係が確かめられている継続監査と初度監査のもとで（とりわけ監査計画の策定段階において）それぞれ求められる職業的懐疑心の水準（the auditor's initial mindset of professional skepticism）が同じ水準でよい、とする合理的理由は見出し難い。このことは、監査人の職業的懐疑心に関する考察は、当該監査が初度監査であるのか、継続監査であるのかによって、また、当該監査人が監査手続の概要を予定する監査計画を策定する段階にいるのか、それとも監査手続を実施する過程にいるのかによって、監査人に求められる職業的懐疑心の水準は十分に異なり得ることを認識する必要があることを意味している。職業的懐疑心の可変性（a sliding scale mindset）<sup>(4)</sup>なる考え方は、英国の監査実務審議会（The Audit Practices Board）が最近の報告書のなかで言及している（2011: 4, 6-7）。この考え方をさらに展開すると、以下のような理解が可能となる。

- ・ 監査計画の策定に反映される職業的懐疑心（an 'initial' mindset）の水準は、初度監査と継続監査の場合に分けて取り上げる必要があること
- ・ 継続監査における職業的懐疑心の水準は初期水準（an initial mindset）に固定されるべきものではなく、新規事業への参入、合併や営業譲渡、重大な内部統制上の欠陥が認められる業務、分析的手続等を通じて数値間に大きな不自然さを感じた財務諸表項目および関連する業務や事業、過年度の監査において経過判断処理を認めた領域等、対象領域が示すリスクの程度に応じて変わりうるものであること（a 'reactive' mindset）

本稿は、職業的懐疑心の水準を懐疑主義の概念的枠組みとの関係でどのよう

---

(4) 職業的懐疑心の水準を状況に応じて変えていくという考え方（a sliding scale mindset）という考え方は、次の報告書に示されている。Auditing Practices Board. 2011. *Auditor Scepticism: Raising the Bar*. Feedback Paper. London, UK: Financial Reporting Council. <http://www.frc.org.uk/apb/publications/pub2343.html>

に規定すべきかという問題を、上記の2つの視点——すなわち監査契約（初度契約・継続契約）と証拠プロセス（監査計画の策定段階・監査手続の実施段階）——からさらに掘り下げて考察することを目的としている<sup>(5)</sup>。

## II 監査上の懐疑主義の概念的枠組みを決定する2つの軸

監査上の懐疑主義の概念的枠組みは、「監査人と被監査会社の経営者との間の利害の対立関係を基本的にどのように捉えるか」という軸と、「証拠プロセスの各段階において疑問を投げかける監査人の姿勢をどのように捉えるか」という軸とが交差する関係として示される<sup>(6)</sup>。とりわけ、監査人と被監査会社の経営者との間の利害の対立関係を監査人が従事する証拠プロセスにどのように反映するか（反映すべきか）は、財務諸表監査において許容される監査人の認識方法の範囲（way of the auditor's knowing）にも影響を及ぼす基本問題である。監査上の懐疑主義の概念的枠組みを具体化する以下の議論においては、「監査人と被監査会社の経営者との間の利害の対立関係を基本的にどのように捉えるか」という監査公準の軸そのものではなく、当該軸（監査公準）が示唆する「監査人の認識方法」に置き換えることとする。

### 監査人と被監査会社の経営者との間の利害の対立関係についての認識

第1の捉え方は「監査人と被監査会社の経営者との間には、本質的な利害の対立はない。」とするもので、マウツ＝シャラフ（1961: 42）が識別した監査公

(5) 監査上の懐疑主義に関する筆者の研究成果は、本論文を含め3部作で構成されている：鳥羽至英「監査の失敗と監査上の懐疑主義」『商学研究科紀要』2010年 第71号 1-19頁；鳥羽至英「監査判断の懐疑主義的基礎の探求」千代田邦夫・鳥羽至英編著『会計監査と企業統治』中央経済社 2011年 87-135頁。

(6) 監査上の懐疑主義を「監査人と経営者との間の利害の対立関係」（2系列）と「疑問を投げかける監査人の疑う姿勢」（2系列）という2つの軸を使って捉え、それらが交差する関係図において示される4つのセル（計4つの別個の水準）として規定するというアプローチは、2012年6月16-17日に早稲田大学において開催された International Symposium on Audit Research of the Plenary Session（16日）において、筆者が始めて発表したものである。

準である。この公準の意味について、マウツ（1958: 41）によれば、監査人も経営者も財務諸表の適正表示という「共通の結果」に関心をもっており、その意味において、当初から「異なる結果」に関心を持ち争う原告と被告の関係にはなく、それゆえ両者の間には本質的な利害の対立はない、と説明されている。

この公準は、財務諸表監査において監査人が実施する監査手続のあり方——監査人の認識方法——を考えるうえでの重要な基礎と方向を与えている。財務諸表の適正表示に第一次的責任を負っている者は経営者であることを受けて、監査人が従事する監査手続は、基本的には、経営者の言明（財務諸表）からアサーション<sup>(7)</sup>を識別し、それを適格な監査証拠によって裏づけることである。このような立証の方法を**実証主義**（confirmation・substantiation）という。監査人が監査手続の過程において財務諸表の虚偽表示を示唆する証拠を入手した場合や入手した証拠の真正性や当該証拠の提供者自身の誠実性について懸念を抱くに至った場合には、一段と厳しい姿勢で監査手続に臨み、さらに証拠力の大きな証拠を量的に増やすことによって、当該アサーションに対する証拠の証明力を全体として強める。上記のマウツ公準はこのような監査手続の適用を基本的に想定し、また、それを監査人に対して指示しているように思われる。

第2の捉え方は「監査人と被監査会社の経営者との間には、潜在的な利害の対立が存在する。」とするもので、ロバートソン（1979: 31）が識別した監査公準である。この公準が認識されるようになったのは、アメリカの多国籍企業に

(7) 「アサーション」(assertions)なる概念は経営者の立場を反映した概念であり、当然、財務諸表の適正表示を支える内容である、という意味で「正」(affirmative)である。一方、監査人は財務諸表に含まれている会計上の意味を監査人の視点から規定し、それを立証の対象——立証命題——として設定する。したがって、立証命題は、監査人の視点から規定された意味である。かくして、厳密に言えば、監査人の立証の対象は「立証命題」(a proposition to be verified)と理解するのが正しい。監査人の意見は最終的には財務諸表の適正表示について表明されるものであるが、そのことは、監査人が設定する命題は常に「正」でなければならないことを意味するものではない。監査人の認識方法として「負の立証命題」(a negatively stated assertion)を設定し、それを逆に否定にかかる、という認識方法も基本的には許されるはずである。かように、監査における議論を厳密にするには、「アサーション」と「立証命題」とを峻別すべきであるが、ここでは「アサーション」に統一することとする。

よる会計不祥事が多発した1970年代中ごろである。ロバートソンは、1970年代に頻発した会計不祥事や財務諸表監査の失敗等の現実を直視し、経営者と監査人との間には潜在的な利害の対立がむしろ存在している、との前提を置くべきであることを主張した。

この公準は、経営者には財務諸表を歪める潜在的なインセンティブがあることを積極的に認識する、という点で極めて現実的である。財務諸表監査の理論と実務に関する、議論の多くは、経営者の誠実性自体をどのように捉えるべきか——誠実であると仮定するのか、不誠実であると仮定するのか、あるいは、そのいずれにも偏らず中立的なものと仮定するのか——という問題設定を前提としていた。しかし、むしろ、そのような問題設定の仕方よりも、経営者には財務諸表を歪める潜在的なインセンティブがあることを正面から認識する方がより現実的である。それゆえ、この公準を前提にすると、財務諸表監査における監査手続は、経営者のアサーションを単に裏づけること（実証主義）に終始するのではなく、状況によっては負のアサーションを識別し、財務諸表上の重要な虚偽表示を積極的に見つけにかかると、そして、監査人を取り巻く状況がさらに悪化した場合には、負のアサーションに全面的に切り替えること（反証主義：falsification）等、監査人の知る方法の多様化を図ることが必要となる。

このように、監査人と経営者との間の利害の対立関係をどのようなものとして認識するかという問題は、監査人が財務諸表監査において取り上げるアサーションの幅の問題に還元して捉えることができる。

監査人が疑問を投げかける姿勢の強さ（疑う程度）

監査人と経営者は、基本的には、財務諸表の適正表示という共通の目標に向かって協力し合うという関係にあるが、監査手続を実施する段階において監査人はどの程度深く疑うべきかに関して、2つの立場が最近主張されている。1つは「原則中立」(a neutrality view)であり、もう1つは「原則虚偽表示推定」

(a presumptive doubt view) である。

第1の立場は、財務諸表の作成者である経営者の誠実性について、いずれか一方に偏った立場をとらず、いわば中立的姿勢で判断する、とするものである。この立場はコーエン報告書（AICPA 1978: 38）において明確に主張され、その後、アメリカ公認会計士協会が監査基準書（SAS No.53 [1988], SAS No.82 [1997], SAS No.99 [2002]）において明示することを通じて今日まで正式に認めてきたものであり、現時点での「職業的懐疑心の水準」に関する公式な考え方である。この立場の下では監査人は監査契約に際して、また監査計画の策定に際して、財務諸表の作成者である経営者が誠実であるとか正直であるとか、あるいは反対に不誠実であるとか正直ではない、とかいった認識をもつことなく、いわば中立的な立場で監査に臨むことが求められる。

第2の立場は、財務諸表の適正表示という共通の目標に向かって協力し合うという関係を前提としながらも、経営者は財務諸表を歪めるインセンティブを潜在的に有していることを過去の経験から強く認識したうえで、監査に際して「疑ってかかる姿勢」を強める、とするものである。財務諸表監査は「不正探索的な監査手続」（a forensic-type fieldwork）をもっと導入すべきであるという The Panel on Audit Effectiveness（AICPA 2000: 76,88）の主張は、この立場を模索したものであろう。

監査人が疑問を投げかける姿勢の強さ——換言すれば、職業的懐疑心の強さ——を象徴的に表現する立場として、現在のところ、以上の2つが主張されている。もちろん、これ以外にも職業的懐疑心の水準を示す表現はありうると考えられるが、ここでは、この2つに限定して議論を進めることとする。

いうまでもなく、監査人の職業的懐疑心の水準としては、前者（原則中立）よりも後者（原則虚偽表示推定）が強い。ただ注意を要するのは、厳密にいうと、それぞれの立場が問題の対象として取り上げているところは同じではない、ということである。前者は「経営者の誠実性を監査人が基本的にどのよう

に認識するか」を問題にしているのに対し、後者は経営者の誠実性それ自体についてではなく、「財務諸表に重要な虚偽表示が含まれている可能性をどの程度強く認識するか」を問題としている。「原則虚偽表示推定」とは、財務諸表には重要な虚偽表示が含まれている可能性があるとの推定にたつて、監査計画の策定を含む監査手続に臨むことを監査人に求めるものである。

### Ⅲ 監査上の懐疑主義の概念的枠組み

図表1は、監査上の懐疑主義の概念的枠組みを、前項で導入した2つの軸——「監査人の知る方法」と「監査人が疑問を投げかける姿勢」——を相互に関係づけることによって、監査人の職業的懐疑心の異なる水準を示している。その概念図には4つのセル（職業的懐疑心の水準の範型）が示されている。各範型は監査人の職業的懐疑心の異なる水準を示している。

図表1 監査上の懐疑主義の概念的枠組み

			職業的懐疑心の幅	
			監査人の認識方法 (ways of the auditor's knowing)	
			積極的アプローチ (実証主義：confirmation)	消極的アプローチ (反証主義：falsification)
職業的 懐疑心 の深度	疑問を投げかける姿勢 (a state of the auditor's questioning mind)	原則中立 (a neutrality view)	I	II
		原則 推定虚偽表示 (a presumptive doubt view)	III	IV

#### 職業的懐疑心の水準——範型 I

セル I は、監査人は経営者の誠実性について「原則中立」の立場を維持した

うえて、財務諸表に含まれた会計上の正の主張（positively stated assertions）を監査手続によって裏づけるという枠組みのなかで発揮されるべき職業的懐疑心の水準を示している。監査基準が財務諸表監査に従事している監査人に対して求めている職業的懐疑心の水準はこの範型 I に属する、と考えられる。アメリカ公認会計士協会の監査基準書は「原則中立」（neutrality mindset view）の姿勢を維持することを監査人に求めている。経営者は基本的に財務諸表の適正表示に責任を負っていることを考えると、財務諸表上のアサーションはいうまでもなく財務諸表の適正性を支持する正の主張であり、経営者が監査人に提供する証拠資料は基本的には財務諸表の金額や表示を裏づける正の証拠である。それゆえ状況によっては、監査人が職業的懐疑心を十分に行使することが封じられ（場合によっては欺かれ）、質的にも量的にも必ずしも十分な証拠が入手できていないにもかかわらず結論を急ぎ、当該アサーションはすでに裏づけられた、との判断に傾く傾向が強くなる。このような監査人の心理的傾向は「確証傾向」（confirmation proneness）と呼ばれている。

もちろんこの枠組みのもとにおいても、監査人は財務諸表に重要な虚偽表示が含まれているかどうかに関心を持つべきであり、経営者の言明や提出される資料をそのまま受け入れ、鵜呑みにすることが容認されるわけではない。しかし、この枠組みは、職業的懐疑心を一段と働かせなければならない状況であるにもかかわらず、監査人の懐疑心を弱め、あるいは、すでに入手した正の証拠で満足しそれ以上の証拠活動をするのを止め、結果として、当該アサーションは確認されたとの（誤った）判断に監査人を誘い込んでしまう、という監査認識上の問題を有している。この「確証傾向」は現実に起こった監査の失敗に関連してしばしば指摘されており、また、監査人がそのような監査判断に陥る可能性のあることは監査研究によっても指摘されている。

それゆえ、範型 I で示される職業的懐疑心の水準を受けた監査手続では、監査の失敗をなかなか防ぐことはできず、そのため、監査人の意見表明の基礎を

全体として強くするような職業的懐疑心の水準を模索する試みが開始されることとなった。換言すれば、範型Ⅰが想定する職業的懐疑心の水準は、結果として、監査の質を高めることにはなかなか繋がらず、したがって、複雑な取引や巧みな不正スキームを事前に準備して行われる不正な財務報告に監査人が気づかず、その結果、監査リスクが引き下げられず高止まりする可能性がある。欧米の会計プロフェッションが従来の職業的懐疑心の水準を疑問視し、別の範型を模索し始めたのは、そのためである。ただ制度的には——一般に認められた監査基準のもとで行われる財務諸表監査においては——、範型Ⅰの職業的懐疑心の水準で監査手続が計画され、実行され、そしてその評価が行われることとなる。範型Ⅰは、その意味で、極めて堅牢な職業的懐疑心の枠組みである、といえるのである。

#### 職業的懐疑心の水準——範型Ⅱ

範型Ⅱは、経営者の誠実性については中立的な立場を維持しつつ、財務諸表には重要な虚偽表示が含まれている可能性を強く意識し、その意識を負のアサーションに繋げる形での職業的懐疑心の水準を意味している。財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある複雑な（異常な）取引、不正の徴候あるいは事業の失敗など、財務諸表リスクを高める可能性のある状況を監査人が察知した場合には、経営者のアサーションを裏づけるというアプローチではなく、当該アサーションを二重否定の形で置き換え、置き換えられたアサーション——これは厳密にはアサーションと呼ぶべきではなく、監査人の立場を反映した立証命題というべきである——を監査人の認識対象とする、というアプローチが採られる。例をもって説明しよう。

貸借対照表		単位千円
ABC 株式会社		
2012年 3月31日		
売掛金	1,000,000	

たとえば、上記の経営者の会計的言明（貸借対照表）が与えられた場合、そこにおいて表示された売掛金の記載は「ABC株式会社の2012年3月31日時点の売掛金残高10億円は実在している。」という経営者の会計上の主張を含んでいる。範型Ⅰのもとでは、監査人は上記の経営者のアサーションを裏づける監査証拠を入手・評価することによって、当該アサーションを立証する。

しかし、職業的懐疑心の水準が範型Ⅱに移行した場合には、監査人は上記のアサーションに代えて、「2012年3月31日の売掛金残高10億円には架空の売掛金は含まれていない。」という命題に置き換え、「架空の売掛金が含まれていないこと」を立証するための監査手続を実施する。言い換えれば、売掛金の実在性——これをコインの表と仮定する——を確かめるのではなく、架空の売掛金が含まれていないこと——コインの裏——を確かめるのである。「架空の売掛金」（虚偽表示）は売掛金の適正な表示を否定するものであるが（第1の否定）、「架空の売掛金がないこと」（これは否定の否定、すなわち二重否定である）が監査手続の結果確かめられれば、結果として、経営者のアサーション「売掛金の適正表示」は一段と強く立証されたことになる。この場合、監査人は、架空の売掛金が財務諸表に含まれている可能性を一段と強く意識し、その検出に繋がる監査手続を実施する。監査人の職業的懐疑心は架空の売掛金が含まれていないことを確かめるという水準に強まり、架空の売掛金がないことの確証を求めて監査手続が強化されることとなる。上記の例は財務諸表上の一項目について説明したものであるが、このアサーション間の翻訳（置き換え）は監査意見の対象である財務諸表についても適用できる。そこでは、以下のような命題間の同値関係が成立する。

財務諸表は会社の財政状態、経営成績、およびキャッシュ・フローの状況を適正に表示している。

=

財務諸表には重要な虚偽表示はない。

もちろん、このような監査アプローチは、経営者と監査人との間の相互信頼を基礎とし、ともに財務諸表の適正表示を求めて協力する関係にある財務諸表監査において、当初（監査計画の策定段階）から採用されるべきものではないかもしれない。しかし、監査の過程において、監査人が財務諸表上の重要な虚偽表示に繋がる可能性のある状況やそれを示唆する（異常な）徴候を感じ取った場合には、経営者のアサーションを裏づけるという通常のアプローチではなく、むしろ反対に、虚偽表示がないことを強く確証するためのアプローチが明示的に模索されるべきであろう。範型Ⅱは、監査人がそのような状況に直面したときの、一段と高められた職業的懐疑心の水準を示している。

範型Ⅱは、コインの「表」だけでなく、状況によってコインの「裏」を認識対象として取り上げることが容認する職業的懐疑心の水準である。監査手続には、正のアサーションの立証に加えて、負のアサーションの立証が加わることになり、したがって監査人の職業的懐疑心が行使される対象（幅）は広がり、その意味で監査人の職業的懐疑心は強化されることとなる。

問題は、監査人が「負のアサーション」（厳密には負の立証命題）を認識することに対する抵抗感（拒否感）であろう。しかし、The Panel が強く示唆している「不正摘発型監査」（forensic type of fieldwork）は、状況によっては、監査人は「負のアサーション」を認識する場合のあることを示唆しているのではなかろうか。

### 職業的懐疑心の水準——範型Ⅲ

範型Ⅲは経営者のアサーション（会計上の主張）をそのまま受け入れたうえ

で、財務諸表に重要な虚偽表示が含まれている可能性をさらに強く認識し、財務諸表上の重要な虚偽表示を監査計画の策定段階から見つけにかかると、質的にも量的にも十分な証拠の入手につながる一段と高い職業的懐疑心の水準を意味している。たとえば証拠の源泉を多方面に求め、それぞれの源泉から得られた監査証拠の間に矛盾がないかどうかを確かめることによって、当該アサーションをより証拠力の強い証拠によって裏づける、というアプローチ (triangulation: Bell et al. [2005]: chapter 4) はそのような職業的懐疑心の水準を反映したものと見えるであろう。範型Ⅲの最大の特徴は、アサーションを受け入れたうえで、財務諸表に含まれている可能性のある重要な虚偽表示を監査計画を策定する段階から積極的に見つけにかかると、という点にある。しかしながら、職業的懐疑心をこの水準に置くことは、監査手続および証拠の評価の強化に繋がることから、被監査会社の抵抗が予想される。しかし、財務諸表監査の大きな潮流が職業的懐疑心の水準の引き上げに向かっていることは間違いない。従来の職業的懐疑心の水準（原則中立）では、経営者による複雑で巧みな不正会計の仕組みに公認会計士が制度的に対応することが難しくなっているからである。

#### 職業的懐疑心の水準——範型Ⅳ

範型Ⅳは、財務諸表に重要な虚偽表示の含まれている可能性を財務諸表全体にわたって評価するとともに、重要な虚偽表示リスクの大きな項目のアサーションについては経営者のアサーションをそのまま受け入れるのではなく、それを二重否定の形式に置き換えたうえで、重要な虚偽表示につながる証拠（状況・関係・矛盾等）を監査計画の段階から見つけにかかると、という認識活動につながる監査人の懐疑心の水準を示している。監査人の監査手続の主たる狙いは重要な虚偽表示の検出である。監査人は、

- ①経営者が誤った会計判断をしてしまう可能性の高い領域

- ②重大な内部統制上の欠陥が検出されている領域
- ③財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある不正（財産不正）
- ④経営者による意図的な会計操作
- ⑤財務諸表に重要な影響を及ぼす違法行為

等、財務諸表上の重要な虚偽表示に繋がる可能性のあるリスク要因を識別・評価し、そのリスク要因が現実には生じる可能性と、それが現実のものとなった場合に財務諸表に与える影響の大きさを評価し、その結果を監査計画の策定に反映する。財務諸表のどこかに重要な虚偽表示が隠されているのではないかとの強い意識を常に持ち、基本的には財務諸表の全領域について疑ってかかる姿勢を保持する。この水準の職業的懐疑心は、具体的には——無論、監査対象領域のリスク（虚偽表示リスク）の大きさによって影響を受けるが——、認識の対象として負のアサーション（重要な虚偽表示）を監査計画において設定するという形で発揮される。この場合、負のアサーション自体が「監査要点」に他ならず、それゆえ当該負のアサーションを裏づける証拠（あるいはそれに繋がるような証拠）を監査計画の策定段階から積極的に見つけにかかるような監査手続が予定・実施されることとなる。

このように、範型Ⅳのもとで想定される監査手続は、範型Ⅰ・Ⅲにおける経営者の（正の）アサーションを立証するという目的ではなく、監査人が（明示的あるいは黙示的に）意識した負のアサーション（負の立証命題）を逆に裏づける証拠（状況や関係や矛盾を含む）の検出を目的とする。したがって、そこで実施される財務諸表監査は「言明の監査」という衣装を部分的ではあるがまといながら、その内実は「不正探索型監査」に限りなく近づくこととなる。

監査手続の結果、財務諸表上の重要な虚偽表示を検出した場合には、（経営者がそれを本来の正しい表示に修正しない限り）、監査意見に反映されることとなる。反対に、財務諸表の重要な虚偽表示を示唆するような証拠が検出できなかった場合には、その限りにおいて経営者のアサーション（財務諸表の適正

表示)は立証されたと判断し、無限定適正意見を表明する。

範型Ⅳにおいて予定される監査手続の特徴は、監査計画の段階で設定された負のアサーション(財務諸表上の重要な虚偽表示)を裏づける証拠(状況・関係・矛盾等)を見つけにかかるとにある。「このような監査手続で、経営者が財務諸表に本来明示しようとしている(正の)アサーションの立証が可能であるのか」という疑問が自ずと出てくるが、監査手続の二重目的性(the dual purpose nature of auditing procedures)に気づけば、その疑問は瓦解するはずである。重要な虚偽表示の検出に焦点を絞った監査手続ではあるが、重要な虚偽表示が検出されなかった場合には、当該監査手続は、実施された範囲内であるが、当該経営者のアサーションを一方で裏づける、という働きをする。もっとも、そこで想定されている証拠の本来の働きは、個別証拠の累積的相乗効果によって財務諸表の適正表示についての監査人の合理的信念を支えるという働きではなく、実施した監査手続の範囲内では財務諸表上の重要な虚偽表示は検出されなかったとの監査人の信念が財務諸表の適正表示についての監査人の信念(“合理的な基礎”)に強く転化されるという意味での働きである。

「重要な虚偽表示が財務諸表のどこかに隠され、あるいは検出されず止まっているかもしれない」という認識を強く抱き、その可能性の大きな監査領域に監査資源を重点的に投入するわけであるから、(重要な虚偽表示が検出されなかった場合には)「財務諸表には重要な虚偽表示はない」との監査人の信念の程度は、アサーションの立証(裏づけ)に監査資源をもっぱら投入した場合に形成される監査人の信念の程度に比べて強化される、と推定される。その意味では、他の範型のいずれの場合よりも、監査の有効性(監査の質)は達成されると考えられるが、その反面、監査の効率性は低下することが懸念される(Fukukawa & Mock 2010: 94, 96-97)。したがって、範疇Ⅳで示される職業的懐疑心の水準が抱える監査手続上の問題は、被監査会社に与える心理的(感情的な)影響の他に、被監査会社(監査人)にとっては監査コストの増加(監査

図表2 監査上の懐疑主義の概念的枠組みと職業的懐疑心の水準の監査上の意味

			職業的懐疑心の幅	
			監査人の認識方法 (a way of the auditor's knowing)	
			積極的アプローチ (実証主義：confirmation)	消極的アプローチ (反証主義：falsification)
職業的 懐疑心 の深度	疑問を投げかける姿勢 (a state of the auditor's questioning mind)	原則中立 (a neutrality view)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務諸表リスクを認識しながらも、基本的には、正のアサーションを裏づけるという意識で監査手続を計画・実施する。</li> <li>・重要な虚偽表示の検出は偶発的である。</li> <li>・confirmation proneness が強くなる</li> <li>・監査基準のもとで求められている職業的懐疑心の水準 (institutional)</li> <li>・監査の有効性 低い</li> <li>・監査の効率性 高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正のアサーションを裏けるという意識で監査手続を計画・実施するが、状況によって負のアサーションを認識する。</li> <li>・重要な虚偽表示の検出は基本的には偶発的であるが、状況によっては負のアサーションを通じて積極的に見つけにかかる。</li> <li>・監査状況によっては、現行の監査基準のもとで、監査人は負のアサーションを認識している可能性がある。</li> <li>・監査の有効性 高まる</li> <li>・監査の効率性 低くなる</li> </ul>
		原則 虚偽記載推定 (a presumptive doubt view)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務諸表リスクを監査計画の段階から強く意識するが、監査手続は正のアサーションを質的にも量的にもより強い証拠で立証するという考え方にたって、監査計画を策定し実施する。</li> <li>・重要な虚偽表示の検出は偶発的であるが、範型Iに比して、その可能性は高まる。</li> <li>・三元的証拠入手法を積極的に導入する</li> <li>・監査基準のもとでは予定されていない (hypothetical)</li> <li>・監査の有効性 一段と高まる</li> <li>・監査の効率性 低くなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務諸表の虚偽表示リスクの評価を一段と厳しくするとともに、不正な財務報告の可能性が強く認められる場合には、監査計画の策定段階から負のアサーションを設定し、重要な虚偽表示を積極的に見つけにかかる。</li> <li>・重要な虚偽表示が検出される可能性は高まる。</li> <li>・この懐疑心の水準を財務諸表監査において設定する場合は、不正な財務報告の可能性が極めて強く認められる特別な状況の場合である。</li> <li>・不正摘発型監査の側面を一段と強める</li> <li>・監査基準のもとでは予定されていない (hypothetical)</li> <li>・監査の有効性 さらに一段と高くなる</li> <li>・監査の効率性 一番低い</li> </ul>

の効率性の減少)にある、といえるのである。この問題は、程度の差こそあれ、範疇Ⅱにおいても生じうる。

図表2は、監査人の職業的懐疑心の各水準のもとで想定される監査手続の質や監査の有効性や効率性を要約的にまとめたものである。図表の各セルは、財務諸表監査において監査人が発揮すべき職業的懐疑心の水準を示したものである。いうまでもなく、監査手続は監査人の職業的懐疑心の水準を反映することとなる。職業的懐疑心が強ければ、監査人は全体として強い証拠(心証)を求めようとするであろうし、反対に、その疑いが小さければ、質的にも量的にも比較的証拠力の弱い証拠で満足するであろう。

#### Ⅳ 財務諸表監査において維持すべき職業的懐疑心の水準

では、財務諸表監査において、監査人はいずれの水準の職業的懐疑心を維持・発揮すべきであろうか。ここで指摘しなければならないことは、監査人が維持すべき職業的懐疑心の水準は、当該監査が初度監査(an initial engagement audit)であるのか継続監査(a continuous audit)であるのか、また、そのいずれであれ、監査計画の策定の段階であるのか、監査手続を実施する段階あるいは監査手続の結果を評価する段階であるのかによって異なり、決してある水準に固定されたものではない、ということである<sup>(8)</sup>。換言すれば、財務諸表監査における職業的懐疑心の水準は、職業的懐疑心の枠組みが内包する水準のどれか1つとして説明されるべきではなく、その組み合わせとして説明されるべきである。図表3は、職業的懐疑心の水準に影響を与える基本的要因を

---

(8) 注意を要するところは、職業的懐疑心の水準は、監査基準によって「原則中立」(a neutrality mindset view)とされているが、実際の監査実務においては、監査人は直面する監査環境の推移や変化に応じて新たな財務諸表リスクを察知し、巧みに(そして implicitly に)職業的懐疑心の水準を改訂している、と考えられることである。むしろ、そのように理解すべきであるかもしれない。しかし、問題は、監査基準のうえでは、職業的懐疑心の水準を規定する考え方は上記の1つであり、監査環境に対して反応し変化するという考え方は少なくとも明示されていない。

- ①監査契約——初度監査であるか、継続監査であるか
- ②監査時点——監査計画の策定の段階であるか、監査手続の実施・評価段階であるか

の2つの軸に分けて、その相互関係を示したものである。図表3のセルには、職業的懐疑心の枠組み（図表1）のうち、財務諸表監査に適用可能な職業的懐疑心の水準が示されている。

図表3 職業的懐疑心の初期水準と改訂水準

		監査契約	
		初度監査	継続監査
監査人が維持すべき職業的懐疑心の水準	監査計画の策定段階 (初期水準)	I, III	I, III, IV
	監査手続の実施・評価段階 (改訂水準)	I, III	I, II, III, IV

#### 監査契約と職業的懐疑心の水準

監査人はどの程度の職業的懐疑心をもって財務諸表監査に臨むべきであるか、という問題に対する答えは、いうまでもなく、当該監査が初度監査（initial engagement audit）であるか、継続監査（continuous engagement audit）であるかによって異なる。初度監査において監査人が入手できる情報（証拠）の量は絶対的な意味で十分ではなく、そのため監査リスクも相対的に高い、と考えるべきであろう。継続監査においては、監査人は過年度の監査経験を通じてさまざまな情報（証拠）を得ており、また、経営者の誠実性や監査協力に対する姿勢等も評価されており、他の情報が等しい限り、継続監査における監査リスクは初度監査におけるそれに比して小さい、といえるであろう。

かくして、監査人の職業的懐疑心は、一般論としていえば、初度監査の場合は、継続監査の場合に比して、一段高い水準で維持・行使されるべきである。ちなみに、監査の失敗が初度監査においてしばしば引き起こされていたことは、初度監査における職業的懐疑心の水準は引き上げる必要があることを示唆している。その意味において、初度監査における職業的懐疑心の水準は「原則虚偽表示推定」(a presumptive doubt view)の水準とすべきであり、「原則中立」(a neutrality view)の水準では監査リスクが十分に引き下げられることなく、監査手続が計画・実施されることを意味している。

また、初度監査における職業的懐疑心の水準として、範型ⅡとⅣは適切ではない。経営者と監査人が初めて監査契約を締結し、相互信頼のもとに財務諸表の適正表示に向かってお互いに協力しなければならない関係が求められているときに、いかなる理由であれ、監査人が「負のアサーション」を認識すること自体適切であるとはいえないからである。

さらに、継続監査の場合においても、最近の企業不祥事やそこにおいて明らかにされた取引の複雑性や不正会計のスキームの巧妙さを考えた場合に、これまでと同様に「原則中立」の水準を常に維持すべきことが適切であるかどうかは慎重に判断すべきであろう。最近の欧米の会計プロフェッションにおける議論では、「原則中立」は監査人が維持すべき職業的懐疑心の水準としては適切であるのか、と疑問視する主張が強まっている(Audit Practices Board 2012: 1)。この議論は初度監査に限ったものではない。

#### 証拠プロセスの段階と職業的懐疑心の水準

職業的懐疑心の水準は、まず、監査計画の策定段階における証拠の事前評価に影響を及ぼす。監査計画の策定段階における職業的懐疑心の水準(これを初期水準と呼ぶ)を「原則虚偽表示推定」に設定したとしても、監査人が直面する状況によっては、したがって監査対象領域によっては、「原則虚偽表示推定」

よりも深度の低い懐疑心の水準であっても十分な証拠が確かめられる、と判断できることもあるであろう。たとえば金額的に重要性の小さい領域、過年度の監査において何らの問題点や異常事項（要注意事項）が指摘されていない領域、内部統制が十分に有効に働いていると評価されている領域については、「原則中立」の水準に職業的懐疑心を引き下げ、監査の効率性を高めることも必要であろう。それゆえ、継続監査における職業的懐疑心の初期水準を「原則虚偽表示推定」に置きつつも、監査対象領域によっては、これまでの監査結果を踏まえて、「原則中立」（範型Ⅰ）に改訂することも当然監査人に許されるはずである。職業的懐疑心の水準は固定的に考えるのではなく、状況に応じて可変的に考える必要がある。

継続監査における職業的懐疑心の初期水準は基本的には「原則虚偽表示推定」（範型Ⅲ）とし、深度を引き上げるべきである。しかし、状況によっては、疑ってかかる姿勢を一段と強め、虚偽表示を積極的に見つけにかかるとを意図した監査手続が求められる場合（範型Ⅱ）も予想される。監査手続の実施段階あるいは監査証拠の評価段階において、意図的な会計不正の疑いが生じた場合、財務諸表に重要な影響を及ぼしかねない財産不正（横領）——とりわけ、経営者による財産不正——の可能性が認められる場合、非常に特殊な（稀な）取引が発生した場合、さらには経営陣内の深刻な不和・対立が察知されるに至った場合には、虚偽表示の可能性の大きな財務諸表項目について敢えて「負のアサーション」を意識し、それを裏づける証拠を見つけにかかるとも必要であろう。すなわち、職業的懐疑心の「深度」に頼るのではなく、その「幅」を広げることによって、監査人の信念を強化するのである。

それゆえ、状況によっては、証拠プロセスにおいて、また特定の領域に限って、職業的懐疑心の水準（深度）を引き下げたり、あるいは反対に職業的懐疑心の幅を広げたりすることも必要である。職業的懐疑心の水準は状況に応じて改訂されるものである、との認識が必要である。

## 職業的懐疑心の水準の組み合わせ

図表4は、現行の監査基準のもとで求められている職業的懐疑心の水準を示している。この水準は固定的であり、当該監査が初度監査であろうと継続監査であろうと、また監査計画の策定時点であろうと監査手続を実施・評価している段階であろうと変わらない。図表5は、セルIを初期水準としつつも、状況によって「負のアサーション」の設定に繋がる職業的懐疑心の水準（セルII）を示すものである。筆者は、セルIIは制度的には認められていないと考えているが、負のアサーションを監査人に認識させる実証研究（Fukukawa & Mock 2010）が発表されていることを考えると、監査実務はすでにセルIIに部分的に移行しているのかもしれない（破線の部分）。いずれにしても、「負のアサーション」に対する監査人の意識についての監査研究（概念研究と実証研究）が必要である。

財務諸表監査における職業的懐疑心の水準は、初度監査の場合には証拠プロセス全体を通じて範型IIIを維持すべきであろう（図表6）。職業的懐疑心の水

図表4 現行監査基準のもとでの固定型職業的懐疑心の水準

			職業的懐疑心の幅	
			監査人の認識方法(a way of the auditor's knowing)	
			積極的アプローチ (実証主義：confirmation)	消極的アプローチ (反証主義：falsification)
職業的 懐疑心 の深度	疑問を投げかける姿勢 (a state of the auditor's questioning mind)	原則中立 (a neutrality view)	<b>I</b>	
		原則 推定虚偽記載 (a presumptive doubt view)		

付記：大きなフォントは職業的懐疑心の初期水準を示す（以下の図表においても同様）。実線の太い枠は、現行の監査基準が監査人に対して求めている職業的懐疑心の水準を示している（以下の図表においても同様）。

準について監査基準の改訂が必要であるならば、このことを基準化（明示）する必要がある。一方、連続監査の場合には、理想的には初期水準として範型Ⅰ（図表7）または範型Ⅲ（図表8）のいずれかを選択することも可能である

図表5 現行監査基準のもとで許容されている可能性のある改訂型職業的懐疑心の水準

			職業的懐疑心の幅	
			監査人の認識方法(a way of the auditor's knowing)	
			積極的アプローチ (実証主義：confirmation)	消極的アプローチ (反証主義：falsification)
職業的 懐疑心 の深度	疑問を投げか ける姿勢 (a state of the auditor's questioning mind)	原則中立 (a neutrality view)	Ⅰ	Ⅱ
		原則 虚偽表示推定 (a presumptive doubt view)		

付記：破線の太い枠は、現行の監査基準のもとで、監査人が状況によっては動かしている可能性のある職業的懐疑心の水準を示している。

図表6 初度監査における職業的懐疑心の水準

			職業的懐疑心の幅	
			監査人の認識方法(a way of the auditor's knowing)	
			積極的アプローチ (実証主義：confirmation)	消極的アプローチ (反証主義：falsification)
職業的 懐疑心 の深度	疑問を投げか ける姿勢 (a state of the auditor's questioning mind)	原則中立 (a neutrality view)		
		原則 虚偽表示推定 (a presumptive doubt view)	Ⅲ	

付記：点線の太い枠は、現行の監査基準のもとでは想定されていない。今後の監査基準の改訂のもとで、求めるべき新たな職業的懐疑心の水準を示している（以下の図表においても同様）。

図表7 継続監査における改訂型職業的懐疑心の水準（初期水準Ⅰ）

			職業的懐疑心の幅	
			監査人の認識方法 (a way of the auditor's knowing)	
			積極的アプローチ (実証主義：confirmation)	消極的アプローチ (反証主義：falsification)
職業的懐疑心の深度	疑問を投げかける姿勢 (a state of the auditor's questioning mind)	原則中立 (a neutrality view)		
		原則 虚偽表示推定 (a presumptive doubt view)		

付記：実線の矢印は、監査状況によっては初期水準から他の水準に改訂することを認める可変的な職業的懐疑心の動きを示している。

図表8 継続監査における改訂型職業的懐疑心の水準（初期水準Ⅲ）

			職業的懐疑心の幅	
			監査人の認識方法 (a way of the auditor's knowing)	
			積極的アプローチ (実証主義：confirmation)	消極的アプローチ (反証主義：falsification)
職業的懐疑心の深度	疑問を投げかける姿勢 (a state of the auditor's questioning mind)	原則中立 (a neutrality view)		
		原則 虚偽表示推定 (a presumptive doubt view)		

付記：実線の矢印は、監査状況によっては初期水準から他の水準に改訂することを認める可変的な職業的懐疑心の動きを示している。

——本稿や英国の監査実務審議会（Auditing Practices Board, 2011 and 2012）の立場は範型Ⅲへの移行を主張している。また、初期水準Ⅲを設定した場合でも、過年度監査の結果等によっては、範型Ⅰと組み合わせることによ

て初期水準を緩和することも可能であり、また、監査手続の結果や被監査会社の新たな状況の展開によっては範型Ⅱを加えることによって、職業的懐疑心の幅を広げることも認められるべきであろう。図表8は、初期水準を範型Ⅲと設定したうえで、監査状況に応じて職業的懐疑心の水準を他の水準に改訂するなど、職業的懐疑心の各水準を適切に組み合わせることにより、監査手続において行使されるべき職業的懐疑心の水準を監査状況に反動的にすることを示している。初期水準Ⅰを選択した場合も考え方は同じで、監査状況によって範型Ⅲや範型Ⅱへの改訂および組み合わせが行われることとなる（図表7）。

#### 範型Ⅳと不正探索型監査

職業的懐疑心の水準で問題となるのは、範型Ⅳである。すでに説明したように、範型Ⅳは、基本的には財務諸表の全領域にわたって「重要な虚偽表示の可能性」を評価するとともに、その可能性が大きいと認められる場合には、監査計画の策定段階から「負のアサーション」を設定し、それを裏づける証拠——事実や関係そして矛盾（不整合）——を監査計画の策定段階から見つけにかかると内容をとする。負のアサーションを監査計画において明示的に取り上げ、それを監査チームの間で共有し、監査手続を実施する際の「狙いどころ」として取り扱うことを原則とする。すなわち範型Ⅳで扱われるアサーションは、基本的には、監査人の中で明示的に認識され共有されている（negative/explicit assertions）という特徴を有する。

範疇Ⅳにおいては、負のアサーションを裏づける証拠（状況、関係、矛盾等）を監査計画の策定段階から積極的に見つけにかかるという姿勢を強めるため、範型Ⅳは、財務諸表の適正表示を目標にして被監査会社の経営者と監査人が協力し合うという関係にある財務諸表監査において、監査人が維持すべき職業的懐疑心の水準を表現するものとして適当ではないかもしれない。それゆえ、範疇Ⅳは、監査人が不幸にも異常な監査状況に直面している場合に限り維持す

図表9 継続監査における改訂型職業的懐疑心の水準（初期水準Ⅳ）

			職業的懐疑心の幅	
			監査人の認識方法(a way of the auditor's knowing)	
			積極的アプローチ (実証主義：confirmation)	消極的アプローチ (反証主義：falsification)
職業的懐疑心の深度	疑問を投げかける姿勢 (a state of the auditor's questioning mind)	原則中立 (a neutrality view)		
		原則 虚偽表示推定 (a presumptive doubt view)		

付記：実線の矢印は、監査状況によっては初期水準から他の水準に改訂することを認める可変的な職業的懐疑心の動きを示している。

べき職業的懐疑心の水準として理解すべきであろう。

万一、この職業的懐疑心の水準を財務諸表全体にわたって維持し、それを監査計画の策定段階に反映しなければ、財務諸表の適正表示について「合理的な基礎」を確かめることができないと判断するならば、当該監査契約を解消すべきであるし、そのような状況が事前に予想されるのであれば、締結すべきではないであろう。かくして、範型Ⅳは、財務諸表監査において監査人に求められる職業的懐疑心の水準としては例外的な水準である、という結論となる。

むしろ、ここにおいて認識すべきことは、財務諸表監査は基本的には正の明示的なアサーション (positive/explicit assertion) を認識の対象とするものであり、したがってそこにおいて監査人に求められる職業的懐疑心の水準はアサーションの立証を行ううえで合理的と判断される水準に限られる、ということである。もちろん負のアサーションを敢えて設定しなければならないほど、職業的懐疑心の水準を一段と高めなければならない状況も当然ありうる。しかし、そのような水準の懐疑心の発揮は、通常の場合、監査環境の変化を受けて

反応的——事後的（範型Ⅱ）——に止めるべきであり、初期水準をこの水準に設定しなければならない場合——事前的（範型Ⅳ）——は例外的と理解する必要がある。

## V 結びに代えて——新たな研究機会を求めて

監査人の職業的懐疑心のあり方に対する関心が研究と実務のレベルにおいて急速に高まっている。不正な財務報告の方法が複雑化・巧妙化し、さらに会計処理における見積り要素の占める割合が大きくなるにつれて、従来の職業的懐疑心のあり方では社会が期待する監査の質を維持することが難しくなっていること、換言すれば、監査の失敗を引き起こす可能性が高いことを内外の会計プロフェッションが認識し始めているからにほかならない。不正な財務報告が報道されるや、「永年、監査に従事していながら、担当監査人はなぜ気づかなかったのか」・「不正な財務報告の手掛りさえ、監査人は本当につかむことができなかったのか」等々、職業的監査人に対する社会の疑いの目は厳しくなる。

監査人の職業的懐疑心のあり方については、これまで「原則中立」なる立場が支配してきた。アメリカ公認会計士協会（SAS No.53 [1988], SAS No.82 [1997], SAS No.99 [2002]）は今日までこの立場を一貫して維持してきている。この立場は、「経営者の誠実性に対して、監査人はどのように向き合えばよいのか」という問題提起に対する会計プロフェッションの答えである。

しかし、この立場は、職業的懐疑心のあり方を論ずるに当たって最も基本的なこと——「経営者は財務諸表を故意に歪めるインセンティブを潜在的に有している」——から、監査人の目を遠ざけてしまっている可能性がある。というのは、「原則中立」という立場は、過去において何度も繰り返されてきた会計不正に関係する苦い経験（教訓）を、会計プロフェッションが必ずしも十分に直視しているとはいえないことを示唆しているからである。ともかく、上記の「最も基本的なこと」を認識することが、財務諸表監査を考える場合の、とり

わけ財務諸表監査に従事する監査人の職業的懐疑心を考える場合の出発点でなければならない。企業を取り巻くさまざまな環境の変化は、経営者をして、不正な会計操作を通じて業績の悪化を糊塗し、あるいは組織的なスキームを準備して不正な財務報告に走らせる潜在的可能性を常に有している。

財務諸表監査において監査人が職業的懐疑心を行行使することの意味

ところで、財務諸表監査に従事している監査人が職業的懐疑心を正しく働かせるということは、基本的には、次の3つのことを示唆しているように思われる。

第1は、初度監査における職業的懐疑心の水準は継続監査におけるそれと同一と考えてはならない、ということである。というのは、被監査会社に関する内外のリスクについて監査人が入手し得る情報の量が絶対的に不足している初度監査において働かされるべき職業的懐疑心の水準が、(他の事情が等しければ)、継続監査において働かされるべきそれと同じ水準でよい、とする理由は見当たらないからである。職業的懐疑心の水準を常に固定的なものとして扱うべきではなく、とりわけ初度監査においては最も引き上げられた水準の職業的懐疑心が発揮されるべきである。しかし、このことは、同時に、監査市場における新規顧客獲得の問題と関連して、難しい問題を監査人にもたらす可能性がある。

第2は、継続監査における職業的懐疑心の水準は、過年度監査の結果、期末後の被監査会社の内部統制の改善状況、財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある被監査会社におけるさまざまな新たな展開等に応じて適切に改訂される必要がある、という点である。まずは、監査計画が基礎をおく初期水準を決定し、その水準をその後の証拠プロセスのなかで、状況に応じて変えていく必要がある。職業的懐疑心の水準は、証拠プロセス全体を通じて固定的に考えるのではなく、可変的に(改訂しうるものと)考えるべきである。また、職業的懐

疑心の水準の見直しは、監査の有効性を高めるという側面の他に、監査の効率性を高める、という側面のあることも忘れてはならない。問題は、職業的懐疑心の初期水準をどの水準に定めるかである。会計プロフェッションは、「原則中立」から「原則虚偽表示推定」に引き上げようとしているように観察される。このような形での職業的懐疑心の水準の引き上げは、すでに実際の監査実務において個々の監査人の心のなかで黙示的に行われていたかもしれない——実証研究による裏づけが必要である——。監査基準の改訂は、それを明示化することに他ならない。

第3は、負のアサーションの設定は個々の監査状況等を踏まえて制限的に行われるべきであるが、経営者による財産不正の疑いや組織的な不正な財務報告の疑いが認められる場合等、監査人を取り巻く状況や監査手続の結果に照らし、監査人が重要な虚偽表示の可能性を強く感じる場合には、負のアサーションを敢えて設定し、問題となっている財務諸表項目について重要な虚偽表示のないことの心証をさらに強めるべきである。尤も、その場合における監査人の狙いは、あくまで「重要な虚偽表示のないことについて」合理的な基礎を得るためであって、虚偽表示に影響を与える可能性のある事実や状況や矛盾そのものを探し回る、ということではない。監査人が従事している財務諸表監査はあくまで「言明の監査」であって、「行為の監査」ではないからである。

本稿が職業的懐疑心の水準を取り上げるのは、その水準をどのように設定・維持するかが、監査手続の質ひいては監査の質（監査の成否）に影響を与えるからである。基本的には、「監査の有効性」（audit effectiveness）をさらに確保するための監査人側の営みとして、職業的懐疑心を捉える必要がある。しかし、その一方で、監査資源の制約から要請される「監査の効率性」（audit efficiency）も軽視することはできない。重要性の低い項目、過年度の監査において問題となったことのない事項や関連項目の内部統制が十分に有効に機能していることが確かめられた場合には、職業的懐疑心の水準を殊更引き上げなくと

も、当該アサーションを立証するに足る監査証拠を十分に確かめることは可能であるからである。監査人は、監査状況の変化、監査手続の結果、内部統制の状況、コーポレート・ガバナンスの状況等を十分に考慮し、当該状況にふさわしい職業的懐疑心の水準を決定する必要がある。職業的懐疑心の水準は状況反応的（reactive）である。

### 証拠プロセスと職業的懐疑心の水準

職業的懐疑心は、証拠プロセスの起点から終点に至るまでのすべての段階において正しく発揮されなければならない。たとえば、以下のような視点が職業的懐疑心の幅や深度の強化に資するであろう。

- ①監査人の懐疑心の程度をアサーションの設定に反映すること：1つのアサーションの立証だけに満足せず、複数の関連アサーションの立証とのコラボレーションを図ることにより、重要な虚偽表示の発見に繋がる糸口を見出すこと。
- ②不正の疑い、通常的ではない取引の発生、コーポレート・ガバナンスの混乱など、異常な状況に直面した場合には、負のアサーションを設定することにより、職業的懐疑心が働く認識の対象（幅）を拡げること。
- ③入手する監査証拠の種類、範囲、入手時期、そして入手する証拠の量の決定には監査人の職業的懐疑心の水準を反映させ、また監査人を取り巻く状況の変化に応じて、職業的懐疑心の水準を変えることによって、職業的懐疑心全体の深度を上げること。
- ④過年度の懸案事項（引継ぎ事項）、内部統制の重大な欠陥、新しい事業分野や新しく導入された業務分野や組織改革等については、職業的懐疑心の深度を上げ、それに応じた監査手続を計画し実施すること。
- ⑤これまでの監査の結果や監査対象領域の重要性の程度によっては、職業的懐疑心の水準を緩和し、監査の効率化を図ること。

- ⑥不正な財務報告を示す徴候や手掛りは監査調書の中に記されている可能性が大きいことを認識し、一段と高められた職業的懐疑心の水準で監査調書のレビューに当たること。

職業的懐疑心の問題は、基本的には、個々の監査人（監査責任者・スタッフ）のレベルにおいて、職業的懐疑心が実施される監査手続にどの程度発揮されるかの問題である。監査人が行う観察には、監査人の個人的特性に起因するバイアスがさまざまな形で反映する。さらに、彼らが所属する会計事務所の組織や会計事務所自体の文化等も、職業的懐疑心の程度と決して無関係ではない。それゆえ、職業的懐疑心の水準は、証拠プロセス——監査手続を計画する段階から監査証拠を評価し、アサーションについて信念を形成する段階——との関係において、また監査状況の変化や監査手続の結果を受けて適切に反応するように、組織として管理する必要がある。いずれにしても、この領域については実証研究（実験研究）の成果の積み重ねが必要であるように思われる。監査上の懐疑主義への接近には、まずもって、職業的懐疑心なる概念が多面相を有した概念（a multi-facet concept）であることを認識する必要がある。

言明の監査が必然的に内包し、かつ、監査人にとって最も重大な脅威は「確証傾向」（confirmation proneness）である。確証傾向は、監査人の精神的独立性の脆弱化・妥協によっても引き起こされるが、言明の監査そのものが内包している証拠傾向（evidence propensity）でもある。負のアサーションを通じて監査人の認識の幅を広げる必要があるのは、別の言い方をすれば、監査人はこの確証傾向と闘わなければならないことを意味している。今後の監査研究（監査証拠研究）は、負のアサーションを認識することの理論的、実務的、および心理的意味を明らかにすることと、その具体的な方法や被監査会社への心理的影響を明らかにすることであろう。職業的懐疑心の枠組みを明らかにすることの学術的な意義は、財務諸表監査に従事する監査人の認識活動について、その

深度を高めるのみならず、その幅を広げることを通じて監査人の職業的懐疑心全体を強め、監査の失敗から財務諸表利用者のみならず監査当事者である監査人自身をも守ることにある。

本稿の締めくくりとして、本論文に提示した監査上の懐疑主義の枠組みが示唆する監査研究機会および Mode II・IVが予定する「負のアサーション」に関連して予想される監査研究機会を具体的に列挙することとする。

### 1. 監査上の懐疑主義の枠組みが示唆する監査研究機会：

- (1) 懐疑心の初期水準は枠組みのどこ (Mode I・III・IV) に設定すべきか。
- (2) 懐疑心の枠組みにおける各 Mode 間の違いは、具体的には、証拠プロセスの各段階におけるどのような違いとして説明できるのか。
- (3) 職業的懐疑心を初期水準から他の水準にシフトさせる場合とは、どのような状況であるのか。とりわけ、Mode IIにシフトする場合は、どのような場合か。
- (4) 財務諸表上の重要な虚偽表示の可能性が強く示唆される特別な状況を除いて、Mode IVは財務諸表監査において認められるべきではないとの立場を本稿は採っている。そのような方向で妥当であるか。
- (5) 財務諸表監査において負のアサーションを認識することと、当該監査が不正探索型 (forensic) であることとの違いは何か。

### 2. 反証主義的アプローチ (負のアサーション) の導入に伴って予定される監査研究機会：

- (1) 現行の監査基準のもとで、監査人は負のアサーションを明示的または黙示的に認識することがあるのか。それとも、負のアサーションを認識することはないのか。
- (2) (1)の認識がなされていた場合、いかなる要因が監査人の当該認識に影響

を与えていたのか。それは、人的要因か、タスク要因か、それとも環境的要因か。

- (3) 初度監査における経営者の誠実性の評価（「原則中立」に基づく）がその後の監査人の証拠形成に影響を及ぼすという観察がなされている。このことは、高い監査リスクを抱えたまま、初度監査が実施されることを制度的に許容していることにならないか。このような証拠判断は監査市場の競争から生じたものであるか。この判断を正当化する根拠は何か。
- (4) いわゆる「監査リスク・アプローチ」は、実証主義・反証主義それぞれのもとで、どのように説明されるべきものであるのか。
- (5) さまざまなリスク判断を行う際に、反証主義アプローチの採用はどのような影響の効果を及ぼすのか。
- (6) 反証主義的アプローチは監査コストにどのような影響を及ぼすのか。また、それは監査の質（保証の水準）を高めるのか。
- (7) 反証主義的アプローチを採用していたら、昨今の不正の財務報告（オリンパス不正会計）は防げたのか。オリンパスのケースは、現行の監査基準のもとでの職業的懐疑心の水準の限界を示すものであるか。それとも、現行の監査基準のもとで本来発揮すべき職業的懐疑心の水準が発揮されていなかったことを示しているにすぎないのか。また仮に反証主義的アプローチに繋がる職業的懐疑心の水準であったとしても、検出には至らなかった可能性があるのか。
- (8) 監査報告書の概要区分に記載されている「監査基準は、当該財務諸表に重要な虚偽表示はないことについての合理的な保証を得るように、監査を計画し実施することを求めている。」という文言は、反証主義的アプローチが採用される場合のあることを示唆するものであるのか。
- (9) 反証主義的アプローチは、証拠の事前評価、監査手続の実施、そして証拠の事後評価とどのような関係をもつのか。また、それぞれにどのような

影響を及ぼすのか。

付記：

本稿は、早稲田商学研究基金（2010）、早稲田大学法研グローバル COE：C2企画「企業活動の変容と会計・開示・監査・内部統制」（2008-2012）、学術振興会「挑戦的萌芽研究」（2010-2012）、および上記法研グローバル COE：C2企画と共催で2012年6月に開催された International Symposium on Audit Research に関連して実施した監査研究の成果の一部である。この研究を可能にし、かつ、執筆者に多大の支援を与えていただいた上記組織やプログラムに対して謝意を表すものである。

「監査上の懐疑主義」に関する研究に着手した当時（2002）は、研究の行き先をほとんど見通すことができなかった。しかし、現時点におけるこのテーマに関する知見は大きく広がり、かつ、深まり、そこに研究面での大きな発展と貢献がある、と考えている。しかし、「監査上の懐疑主義」の研究は何分日か浅く、理論の面でも実務の面でも試行錯誤や意見対立が繰り返されている状況にある。このテーマには学際的な研究が不可欠である。また、概念研究と実証研究とのコラボレーションが不可欠である。世界の監査研究者が学問的なメスを十分に入れていない未開拓な新研究領域でもある。財務諸表監査の大失敗を再び起こさせないようにするためにも、「監査人は財務諸表をどこまで、そしてどのように疑ったらよいのか」という学問的問いかけを本質とする「監査上の懐疑主義」は、すべての財務諸表監査関係者にとって最も基本的で、かつ、喫緊のテーマである。

\* \* \*

人生の大半を早稲田大学商学部における会計研究と会計教育そして大学経営に捧げてこられた大塚宗春教授のご努力に謝意を表するとともに、先生の新たな人生の門出に幸あれ、と祈念する次第です。

## 参考文献

- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA). Auditing Standards Board. 1988. The auditor's responsibility to detect and report errors and irregularities. *Statement on Auditing Standards No.53*. New York, NY: AICPA.
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA). Auditing Standards Board. 1997. *Statement on Auditing Standards No.82: consideration of fraud in a financial statement audit*. New York, NY: AICPA.
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA). Auditing Standards Board. 2002. *Statement on Auditing Standards No.99: consideration of fraud in a financial statement audit*. New York, NY: AICPA.
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA). The Commission on Auditors' Responsibilities. 1978. Report, *Conclusions, and Recommendations*. New York, NY: AICPA.
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA). Panel on Audit Effectiveness. 2000. *Report and Recommendations*. Stamford, CT: Public Oversight Board.
- Auditing Practices Board. 2011. *Auditor Scepticism: Raising the Bar*. Feedback Paper. London, UK: Financial Reporting Council.  
<http://www.frc.org.uk/apb/publications/pub2343.html>
- Auditing Practices Board. 2012. Professional scepticism: establishing a common understanding and reaffirming its central role in delivering audit quality. London, UK: Financial Reporting Council.  
<http://www.frc.org.uk/apb/publications/pub2343.html>
- Bell, T. B., M. E. Peecher, and I. Solomon. 2005. *The 21st Century Public Company Audit: Conceptual Elements of KPMG's Global Audit Methodology*. New York, NY: KPMG International.
- Mautz, R. K. 1958. The nature and reliability of audit evidence. *Journal of Accountancy* 105 (May): 40-47.
- Mautz, R. K. and H. A. Sharaf. 1961. *The Philosophy of Auditing*. AAA Monograph No.6. Sarasota, FL: American Accounting Association.
- Fukukawa, H. and T. J. Mock. 2011. Audit risk assessments using belief versus probability. *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 30(1): 75-99.
- Robertson, J. C. 1979. *Auditing*. Revised Edition. Dallas, TX: Business Publications, Inc.
- 鳥羽至英 「ナナボシ粉飾決算訴訟判決の監査上の意義」『月刊 監査役』No.565 日本監査役協会 2010年1月 38-61頁。
- 鳥羽至英 「監査の失敗と監査上の懐疑主義」『商学研究科紀要』2010年 第71号 1-19頁。
- 鳥羽至英 「監査判断の懐疑主義的基礎の探求」千代田邦夫・鳥羽至英編著『会計監査と企業統治』中央経済社 2011年 87-135頁。